

# 環境課からののお知らせ

●10月の例

各ごみの収集日については「南国市の家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。最新版は「平成27年作成」です。市役所総合案内、各支所で配布しています。

第○・○曜日が家のカレンダーでいつなかわかりにくい場合は、右の表を参考にしてください。

日	月	火	水	木	金	土
1	2 (第1・月)	3 (第1・火)	4 (第1・水)	5 (第1・木)	6 (第1・金)	7 (第1・土)
8	9 (第2・月)	10 (第2・火)	11 (第2・水)	12 (第2・木)	13 (第2・金)	14 (第2・土)
15	16 (第3・月)	17 (第3・火)	18 (第3・水)	19 (第3・木)	20 (第3・金)	21 (第3・土)
22	23 (第4・月)	24 (第4・火)	25 (第4・水)	26 (第4・木)	27 (第4・金)	28 (第4・土)
29	30	31				



■指定検査機関

高知県環境検査センター  
0860・2400

☆法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているかを確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

☆清掃は、年1回以上の実施が義務付けられています。市の許可を受けた業者に依頼しましょう。

☆保守点検は、定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託しましょう。

浄化槽は、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

10月1日は「浄化槽の日」

COOL CHOICE  
宅配便の再配達防止に取り組みましょう。

宅配便が再配達される割合は全体のおよそ2割で、これにより消費される労働力は1.8億時間。宅配に携わるドライバー10人のうち1人が再配達を担当している計算になります。再配達のトラックから排出されるCO<sub>2</sub>はおよそ42万トンに達し、地球温暖化の原因となっています。受け取る時間や場所を指定して、できるだけ1回で受け取るようにしましょう。

○「送る」とき  
再配達になった理由で最も多いのは「配達に来るのを知らなかった」です。

・相手に事前に伝える  
・相手の受け取りやすい時間を指定する

○「受け取る」  
再配達になった荷物の約7割が時間指定をしていますが、受け取る時間帯を指定する

・自宅近くや通勤経路の営業所、コンビニを受け取る場所に指定する。  
ひとりひとりの心がけて、再配達を減らし、地球温暖化防止に努めましょう。



**グリーンカーテンコンテストの受賞者について**  
7月号にて募集しましたグリーンカーテンコンテストの受賞者が決定いたしました。受賞作品は3点で、作品は市ホームページにてご覧いただけます。応募者からは、「室内が涼しくなった」「支柱を高くして高くまで伸びた」「ゴーヤをたくさん食べられた」との声をいただきました。また、水やりは水槽の水替えの時のものを利用するなど、エコなカーテンづくりの工夫も聞かせていただきました。ご応募ありがとうございました。

**野焼きについて**  
野焼きによる煙や悪臭の苦情が多く寄せられています。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。ただし、風俗習慣や宗教上の行事、農業や漁業等を営むためにやむを得ないもの等(例えば小規模なたき火やどんど焼き、農地管理のための枯草の焼却など)は除外されています。しかし、これらに該当する場合でも、煙や悪臭で近隣の生活環境に悪影響を及ぼし、苦情の原因になるような焼却は行わないようにしてください。

■問い合わせ/環境課 ☎880-6557

## 後期高齢者医療制度の 歯科健診を受けましょう



後期高齢者医療制度の被保険者の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、誤嚥性肺炎等の口腔機能低下の予防をするため、歯科健康診査を実施します。

\*歯科検診のみで、治療は行いません。

■対象者・・・高知県後期高齢者医療の被保険者の方

\*ただし、長期入院中の方、施設等への入所者の方は対象外となります。

- ① 前年度75歳年齢到達者(昭和16年4月1日～昭和17年3月31日生まれの方)及び前年度後期高齢者医療の歯科健診受診者には、受診券を事前送付します。
- ② ①以外の方は、お申込みをいただければ受診券を発行します。

■自己負担・・・無料

\*健診の結果、治療が必要な場合には、別途費用がかかります。

■受診回数・・・実施期間内に1回のみ

■受診方法・・・事前に、受診を希望する登録歯科医院にご予約の上、受診して下さい。

■健診実施期間・・・平成29年10月1日～平成30年2月28日(5ヶ月間)

■持って行く物・・・被保険者証、受診券、問診票、入れ歯、お薬手帳など

■健診項目

- ・歯の状態(歯の本数、義歯の状態など)
- ・歯周組織の状態
- ・咀嚼力評価(噛む力)
- ・咬合の状態(噛み合わせ)
- ・口腔衛生、清掃の状態(歯垢の付着状態、自分で口腔清掃できるかなど)
- ・嚥下機能評価(だ液の飲みこみテスト)
- ・舌、唇機能評価(うがいができるか)
- ・その他、問診

■実施機関・・・受診券に同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医院

■健診結果・・・健診当日、受診した歯科医院で結果説明が行われます。

- ・歯科健診は実施期間内に1回のみ無料の対象となりますので、重複受診の場合は費用を請求させていただきます。
- ・健診結果は、保健指導などに活用いたしますのでご了承ください。

【問い合わせ】 長寿支援課 いきいき長寿係 ☎880-6556